

地域支援事業と保健所の役割について

研究分担者 逢坂 悟郎（兵庫県加東保健所所長）
研究分担者 永井 仁美（大阪府茨木保健所所長）

研究要旨：

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、県型保健所は地域の健康課題を把握し、市町村による保健サービス及び福祉サービスとの連携に係る調整を行うことにより、地域において保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等と重層的な連携体制を構築すること、市区型保健所においては、市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に、健康なまちづくりの推進、専門的かつ技術的業務の推進をするように述べられている。今回、全国の保健所を対象に、市区町村の実施する地域支援事業と保健所の役割についてアンケート調査を実施し、以下の結果を得た。

1. 77.1%の県型保健所が管内市町村の地域支援事業との関わりを持っており、その半数弱の保健所が管内の市町村と地域支援事業の各事業あるいは事業全体の目標を共有しつつ、市町村の地域支援事業を支援していることが分かった。
2. 「都道府県が設定した地域支援事業全体の目標を保健所・管内市町村と共有し、保健所が市町村を支援している」が回答した全県型保健所の47.5%であったことから、県庁・県型保健所・市町村における役割分担や支援の理想的な仕組みができている都道府県が少なくないことが示唆された。
3. 市区型保健所のうち保健所が「主に市区行政の他部署が担当している」と回答したのは92.1%であった。

地域支援事業は地域包括ケアシステムの基盤整備と言え、市区町村の重要な事業である。しかし、県型保健所の管内の小規模な市町村にとって、この事業を効果的に実施することは簡単ではなく、都道府県、県型保健所の市町村支援が重要となる。

市区型保健所のほとんどは、市区内の他部署が地域支援事業を担当しているが、医療・介護連携推進事業や在宅医療の向上などでは、郡市区医師会への動機づけなどにおいては市区型保健所が担当部署を支援する必要がある。

A. 研究目的

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」において、県型保健所は地域の健康課題を把握し、市町村による保健サービス及び福祉サービスとの連携に係る調整を行うことにより、地域において保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等と重層的な連携体制を構築すること、市区型保健所におい

ては、市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に、健康なまちづくりの推進、専門的かつ技術的業務の推進するように述べられている。

本研究では、市区町村の実施する地域支援事業と保健所の役割について現状を検討することを目的とした。

B. 研究方法

全国の保健所を対象として、令和4(2022)年10月～令和5(2023)年1月にメールによる調査を行った(詳細は総括研究報告書参照)。また、フォーカスグループディスカッションや研究班内での議論の結果等を踏まえて検討を行った。

C. 研究結果と考察

1) 県型保健所による市町村の地域支援事業について

①管内市町村の地域支援事業との関わりの有無については、回答した210保健所のうち162カ所(77.1%)の保健所が関わり有と回答し、多くの県型保健所が市町村支援を行っていた。

②関わり有と回答した162保健所について、その関わり方については、「都道府県庁が開催する市区町村向けの地域支援事業の研修会に、保健所担当者が参加している」が88.3%、「管内市町村を対象に地域支援事業に関する会議を開催している」が56.8%、「地域支援事業に含まれる各種事業の目標を管内市町村と共有していないが、市町村が実践する過程を支援している」が42.0%、「地域支援事業に含まれる各種事業の目標を管内市町村と共有した上で、市町村が実践する過程を支援している」が50.0%、「地域支援事業全体の目標を管内市町村と共有した上で、市町村が実践する過程を支援している」が44.4%、「都道府県が設定した地域支援事業全体の目標を保健所・管内市町村と共有し、保健所が市町村を支援している」が47.5%であった。

③これにより、約8割の県型保健所が管内市町村の地域支援事業との関わりを持っており、その半数強の保健所が管内の市町村と地域支援事業の各事業あるいは事業全体の目標を共有しつつ、市町村の地域支援事業を支援していることが分かった。また、

「都道府県が設定した地域支援事業全体の目標を保健所・管内市町村と共有し、保健所が市町村を支援している」が回答した全県型保健所の47.5%であったことから、県庁・県型保健所・市町村における役割分担や支援の理想的な仕組みができている都道府県が半数近くであることが示唆された。

2) 市区型保健所における地域支援事業での役割について

①回答した76カ所の市区型保健所のうち、「主に市区行政の他部署が担当している」と回答したのは70カ所(92.1%)であった。一方、主に保健所が担当していると回答したのは中核市保健所うち2カ所(4.8%)と特別区保健所のうち1カ所(5.9%)であり、ほとんどの市区型保健所は地域支援事業の実施主体とはなっていないことが分かった。

②主に地域支援事業を担当している他部署に確認したところ、81.6%が地域支援事業に含まれる各種事業の目標の設定をしていると回答し、60.5%が地域支援事業全体の目標の設定をしていると回答した。

地域支援事業は地域包括ケアシステムの基盤整備と言え、市区町村の重要な事業である。しかし、県型保健所の管内の小規模な市町村にとって、この事業を効果的に実施することは簡単ではなく、都道府県、県型保健所の市町村支援が重要となる。

市区型保健所のほとんどは、市区内の他部署が地域支援事業を担当しているが、医療・介護連携推進事業や在宅医療の向上などでは、郡市区医師会への動機づけなどにおいては市区型保健所が担当部署を支援する必要がある。

D. 結論

1. 約8割の県型保健所が管内市町村の地域支援事業との関わりを持っており、その半数弱の保健所が管内の市町村と地域支援事業の各事業あるいは事業全体の目標を共有しつつ、

市町村の地域支援事業を支援していることが分かった。また、都道府県庁・県型保健所・市町村における役割分担や支援の理想的な仕組みができている都道府県が少なくないことが示唆された。

2. 市区型保健所のうち保健所が「主に市区行政の他部署が担当している」と回答したのは9割強であった。しかし、医療・介護連携推進事業や在宅医療の向上などでは、郡市区医師会への動機づけなどにおいては市区型保健所が担当部署を支援する必要があると考えられる。

E. 研究発表

1. 論文発表
特になし
2. 学会発表
特になし

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特になし
2. 実用新案登録
特になし
3. その他
特になし